

本研修は大阪弁護士会会員の継続研修対象講座です（2単位）

国際紛争解決における金融・知財法の現代的課題

科学技術の進歩とそれに伴う経済・社会のグローバル化は、商取引・金融取引を規律していた従来型の法概念・法規範に対して新たな課題を生じさせています。このシンポジウムは、このような最新の技術が惹起する国際的な法律問題に対する解答を探ろうとするものです。このような最新の法律問題は、今後国際仲裁を中心とする国際紛争においても重要論点となり得るものであります。皆様の参加をお待ちしております。

※ 会場は、大阪中之島合同庁舎の国際会議室を予定しております。庁舎管理の都合上、事前にお申し込みのない方の入館ができません。必ず、事前のお申し込みをお願い致します。また、席に限りがあるため、先着順とさせて頂き、満席となった時点で申込みを締め切らせて頂きます。

※ 会場への入場は、1階受付にて入館証を必ず受領ください。入館証は、退場時には必ずご返却ください。

※ 講演は、日本語から英語、英語から日本語のいずれについても同時通訳が付きます。

※ なお研修参加者のための駐車場はございませんので、車での来場は固くご遠慮ください。

主催： 香港市城大学（商事・海事法研究センター）・同志社大学（国際取引・国際法務研究センター）

共催： 公益社団法人日本仲裁人協会関西支部

後援： 一般社団法人日本国際紛争解決センター

日時： 2019年4月5日（金）午後2時30分～午後4時15分 **【申込締切り3月28日（木）】**

※ 受付時間午後2時から3時まで：受付時間が終了以降は入場できませんのでご注意ください。

場所： 大阪中之島合同庁舎 2階国際会議室

定員： 100名（先着順）

講師：(1) Alexander Loke 教授（香港市城大学法学部、香港商事海事法研究センター長）

「金融サービス契約に関する新規範の契機としての国際金融危機（*The Global Financial Crisis as a Stimulus for New Norms in Financial Services Contracts*）」

(2) Kelvin Low 教授（香港市城大学法学部）

「財産権としての仮想通貨——比較法的な検討（*Crypto-currencies as Property: A Comparative Analysis*）」

(3) He Tianxiang 博士（香港市城大学法学部、早稲田大学知的財産法制研究センター前客員研究員）

「AIによる作品と著作物性——比較法的な検討（*AI-generated Works, Copyrightability and Beyond: A Comparative Analysis*）」

*英語通訳付

参加料： 無料

言語： 英語・日本語（いずれも同時通訳付き）

回答書

「セミナー」参加申込書

よみがな
貴名

日本仲裁人協会会員 非会員

住所

E-Mail

TEL

FAX

所属（役職）

連絡先

大阪弁護士会 法律相談部 ADR課（担当 河野）行 **FAX 06 - 6364 - 1255**

※ ご提供いただいた個人情報、厳重に管理し、本セミナーに関する連絡以外には使用いたしません。

注 大阪弁護士会会員の方は以下にご注意下さい。

・入室時、退室時の2回、出席登録が必要です。

・開始10分以降の入場、研修終了予定時刻前の退場（研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く）、研修開始から研修終了予定時刻までの間の合計10分以上の離席は、受講としてカウントされませんのでご注意ください。質疑応答、閉会挨拶等全て終了して、研修終了となります。